

第5章 目標の設定

この計画の基本理念等を踏まえ、国の示す基本指針や市町村障害福祉計画における数値目標の設定状況等も考慮して、平成26年度を目標年度として、次のとおり目標を設定し、その達成に向けて、必要な基盤整備や施策等を講じていきます。

1 数値目標

(1) 地域生活移行の促進

①施設入所から地域生活への移行

地域移行に関する障害のある人のニーズ等を踏まえ、現在、福祉施設入所している人のうち、平成26年度末までに、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等の地域生活に移行する人の数値目標を次のとおりとします。

ただし、この数値目標の推進に当たっては、あくまでも居住の場の選択は、障害のある人の意向が基本となるものであり、福祉施設への入所が必要とされる人には必要な入所サービスが提供されるべきものであることに留意するものとします。

【目標】

- 1 平成17年10月1日時点の福祉施設入所者（2,738人）の27.4%が、地域生活に移行することを目指します。（平成26年度末まで）
- 2 また、新規入所者数等も考慮し、福祉施設への入所者総数が11.8%減少することを目指します。（平成26年度末まで）

<入所施設から地域生活への移行者数（目標値）>

項目	数値	考え方
現入所者数（A）	2,738人	平成17年10月1日時点の福祉施設入所者数
目標年度入所者数（B）	2,416人	平成26年度末時点の利用人数を見込む
減少見込み（A－B）	322人（11.8%）	差引減少見込み数（国目標：1割以上）
地域生活移行者数	750人（27.4%）	施設入所の地域移行者数（国目標：3割以上）

※平成26年度目標の設定に当たっては、減少見込みについては、H23.10.1現在の施設入所支援及び旧法入所施設の利用実績をもとに、地域の実情等を勘案して設定しました。

※また、地域生活移行者数については、直近1年間の移行者数（55人）が前5年間（平均107人）に比して、大きく減少しており、地域生活への移行が可能な人については、ある程度移行が進んでいることから、今後も減少傾向が続くものと見込まれるため、年間45人程度の移行を目途に、H23.10.1～H27.3.31の3年半で160人が移行するものとして設定しました。

(参考)

平成20年度に実施した障害福祉サービス利用者等アンケート調査（資料編 参考資料3）によれば、身体・知的障害のある人が入所施設等を出て暮らすとした場合、45.5%の人が自宅へ帰ることを望んでおり、また、仲間との共同生活（GH等）や賃貸住宅入居のニーズも高い（身体・知的障害のある人：35.0%）状況です。

②入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

地域移行に関する精神障害のある人のニーズ等を踏まえ、精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、入院中の精神障害のある人の退院に係る数値目標を次のとおりとします。

【目標】

- 1 平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を、平成20年調査時の73.9%から77.0%へ引き上げることを目指します。
- 2 平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、平成23年調査時の132人から158人へ引き上げることを目指します。

< 1年未満入院者の平均退院率（目標値） >

項目	数値	考え方
平成20年調査時（A）	73.9%	平成19年6月～平成20年5月の1年間の実績 （全国平均：71.2%）
平成26年度目標（B）	77.0%	平成26年6月～平成27年5月の1年間の目標 （国指標：76%）
増加見込み（B/A-1）	4.2%	増加率（国指標：7%相当分）

※1年未満入院者の平均退院率とは、新規入院患者のうち、入院後1年までの各月の退院者の割合を平均した割合のことです。

※平成26年度の目標設定に当たっては、平成20年調査の全国上位5県平均を目指すこととしました。

< 5年以上かつ65歳以上の退院者数（目標値） >

項目	数値	考え方
平成23年調査時（A）	132人	平成23年6月の実績から推計
平成26年度目標（B）	158人	平成26年6月～平成27年5月の1年間の目標
増加見込み（B/A-1）	19.7%	増加率（国指標：2割）

※平成26年度の目標設定に当たっては、国指標に準拠しました。

(参考)

平成20年度に実施した障害福祉サービス利用者等アンケート調査(参考資料1)によれば、精神障害のある人が病院等を出て暮らすとした場合、37.9%の人が自宅へ帰ることを望んでおり、また、仲間との共同生活(GH等)や賃貸住宅入居のニーズも高い(精神障害のある人:23.8%)状況です。

(2) 就労移行の促進

① 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度に一般就労に移行する人の数に関する数値目標を次のとおりとします。

【目標】

平成26年度中に、福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する人の数を平成17年度実績(71名)の2.85倍(202人)とすることを目指します。

＜福祉施設から一般就労への移行者数(目標値)＞

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	71人	平成17年度中に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標年度の年間一般就労移行者数	202人 (2.85倍)	平成26年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数(国目標:4倍以上)

※一般就労に移行する人とは、一般企業に就職する人(パート就労等を含む)、在宅就労する人及び自ら起業する人等を指します。

※ここでいう福祉施設とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)及び就労継続支援(B型)の各障害福祉サービスを提供する事業所を指します。

※目標値の設定に当たっては、過去3年間の平均的な実績50.6人(H20実績46人、H21実績41人、H22実績65人の平均)の4倍とすることを目指しました。

② 就労移行支援事業の利用促進

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数に関する数値目標を次のとおりとします。

【目標】

平成26年度末における福祉施設利用者のうち、7.1%の人が就労移行支援事業を利用することを目指します。

<就労移行支援事業の利用者数（目標値）>

項 目	数 値	考 え 方
平成26年度末の 福祉施設利用者数	8,539人	平成26年度末において福祉施設を利用する人 の数
目標年度の就労移行 支援事業の利用者数	607人 (7.1%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数（国目標：2割以上）

※就労移行支援事業とは、障害福祉サービスの一つで、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うものです。

※ここでのいう福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）の各障害福祉サービスを提供する事業所を指します。

※平成26年度の目標値の設定に当たっては、過去の利用実績をもとに、他サービスの利用促進との兼ね合いを考慮しながら、地域の実情等を踏まえて設定しました。
（参考）平成21年度利用実績 5.6% （全国平均 5.2%）

③就労継続支援（A型）事業の利用促進

就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合に関する数値目標を次のとおりとします。

【目標】

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、29.4%の人が就労継続支援（A型）を利用することを目指します。

<就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（目標値）>

項 目	数 値	考 え 方
平成26年度末の就労継続支援（A型） 事業の利用者（A）	1,191人	平成26年度末において就労継続支援 （A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（B型） 事業の利用者	2,856人	平成26年度末において就労継続支援 （B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援 （A型+B型）事業の利用者（B）	4,047人	平成26年度末において就労継続支援 （A型+B型）事業を利用する人の数
目標年度の就労継続支援（A型） 事業の利用者の割合	29.4%	平成26年度末において就労継続支援 （A型）事業を利用する人の割合 （国目標：3割以上）

※就労継続支援事業とは、一般企業等で働くことが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスです。

※このうち、就労継続支援（A型）事業は、事業所内において継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に、雇用契約に基づく働く場を提供するものです。

※また、就労継続支援（B型）事業は、一般企業や就労継続支援（A型）事業での就労経験があって、年齢や体力の面で就労が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等又は就労継続支援（A型）事業の雇用に結びつかなかった人などに、雇用契約に基づかない働く場を提供するものです。

※目標値の設定に当たっては、過去の利用実績を踏まえ、就労継続支援（B型）の利用促進との兼ね合いも考慮しながら、地域の実情等を踏まえて設定しました。

（参考）平成21年度利用実績 20.4% （全国平均 10.4%）

④労働施策に関する数値目標

労働施策に関する数値目標を次のとおりとします。

【目標】

1 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数

平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての人が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを目指します。

2 障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練の受講者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、3割がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することを目指します。

3 障害者試行雇用事業の開始者数

平成26年度において、障害者試行雇用事業について、福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、5割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指します。

4 職場適応援助者による支援の対象者数

平成26年度において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、5割が職場適応援助者の支援を受けられるようにすることを目指します。

5 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する全ての人が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるようにすることを目指します。

- 委託訓練事業 : 企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適性及び地域の雇用ニーズに対応した委託訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより障害のある人の就職の促進に資する。
- 障害者試行雇用事業 : 障害のある人を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主が障害のある人を雇用するきっかけをつくり、一般雇用への移行の促進を目指す。
- 職場適応援助者 : 障害のある人、事業者及び当事者の家族に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）が、障害のある人が職場に適應するためのきめ細かな支援を実施する。

＜労働施策に関する数値目標＞

項 目	数 値	考 え 方
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者	202人 (100.0%)	○平成26年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する者
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	61人 (30.0%)	○平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者委託訓練の受講者（受講率）
障害者試行雇用事業の開始者	101人 (50.0%)	○平成26年度において福祉施設から一般就労する人のうち、障害者試行雇用事業の開始者（開始率）
職場適応援助者による支援の対象者	101人 (50.0%)	○平成26年度において福祉施設から一般就労する人のうち、職場適応援助者支援の利用者（利用者割合）
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者	202人 (100.0%)	○平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者

（参考）

障害福祉サービス利用者等アンケート調査（資料編 参考資料3）によれば、在宅の障害のある人で5割以上、入所・入院している障害のある人で3割以上が就労を希望しています。

2 その他の目標

①工賃の向上

就労継続支援（B型）事業所における工賃（平成22年度：県内平均工賃月額10,967円）について、セルフ振興センター内に授産製品の共同受注等を行うコーディネート及び販路開拓員を配置することなどを通じて、平均工賃月額を向上させていくことを目指します。

②法定雇用率の達成の推進

障害者雇用促進法に基づく障害者法定雇用率（1.8%）の達成に向けて、企業への働きかけ等を行い、実雇用率を引き上げていくことを目指します。

※平成23年度の県内企業の実雇用率：1.74%（全国平均：1.65%）

③特別支援学校高等部卒業者の就職率の向上

特別支援学校高等部卒業者の就職率（平成21年度：18.0%、平成22年度21.2%）を進路指導の充実等を通じて、更に引き上げていくことを目指します。

※全国平均（平成21年度）：23.6%

3 目標達成に向けた具体的な取組

1、2に掲げる目標の達成を図るため、第2期岡山県障害者計画に基づいた各種施策を総合的に推進していくとともに、それぞれ次の点に重点を置いて、必要な基盤の充実等を図っていきます。

(1) 地域生活移行の促進

【重点的な取組】

障害のある人の円滑な地域移行（病院・施設からの退院・退所）を促進するため、自立訓練サービス等が適切に提供されるよう必要な支援等を行うとともに、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、その地域生活を支える関係者のネットワークを構築するほか、手話通訳者等の障害のある人の社会参加を支えるボランティアの人材養成、グループホーム等の居住の場の整備等、地域生活を支える基盤の充実を図ります。

【主な重点施策の内容】

①施設入所から地域生活への移行

ア 障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークの充実

障害のある人の地域生活を支えるため、各市町村が設置している自立支援協議会の適切な運営を支援することにより、障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークを充実させていきます。

また、各地域における相談支援の円滑化や強化等を図るため、相談支援従事者の研修にも取り組んでいきます。

イ グループホーム等の居住基盤整備等の推進

障害のある人本人の意向を尊重し、入所（入院）者の地域生活への移行を促進するため、その居住の場となるグループホーム・ケアホームの整備を促進します。

また、グループホーム、ケアホームの整備の促進に当たっては、必要とされる地域に適切に配置されるとともに、医療機関や福祉施設等との連携が十分に確保され、適切なサービス提供がなされるよう必要な助言等を行っていきます。

＜共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の整備見込量＞

平成22年度 定員数（実績）	平成24年度 定員数（見込）	平成25年度 定員数（見込）	平成26年度 定員数（見込）
1, 123人	1, 285人	1, 389人	1, 489人

※実績及び目標の数値は各年度3月31日現在

※算定に当たっては、施設運営上必要な空床率を施設入所支援に係る空床率と同率（2.7%）とし、各年度の利用見込量に1.027を乗じて算出しました。

ウ 障害のある人の社会参加を支える人材の育成

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、その社会参加を支える様々な人材の育成を推進します。

※各種の人材育成の見込みについては、第7章：岡山県地域生活支援事業の実施の章を参照

エ 基幹相談支援センターにおける総合的な相談業務の実施

市町村から委託を受けた相談支援事業者が設置する基幹相談支援センターにおいて、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人からの相談に対する総合的な相談支援業務を行うとともに、成年後見制度利用支援事業を実施します。

また、基幹相談支援センターにおいて、支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言、地域の相談支援専門員の人材育成なども行います。

さらに、市町村の設置する自立支援協議会の運営委託を受けて、地域の関係機関のネットワーク化を担当したり、市町村障害者虐待防止センターを兼ねて、通報の受理や相談等の虐待防止の業務を行うこともあります。

②入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、①のほか、精神保健福祉センター及び保健所において関係機関との連携のもと、以下の事業にも取り組んでいきます。

ア 精神障害者地域移行と地域定着支援の体制整備

県、市町村、精神科病院の医師、福祉サービス事業者、家族会・当事者団体等で構成される協議会を設置し、地域移行に向けた体制整備のための調整や研修を実施するとともに、地域体制整備コーディネーターの配置、ピアサポートの活用等を通じて、精神障害のある人の地域移行を推進します。

また、地域住民との交流事業等を通じて、精神障害のある人の地域定着を支援します。

イ 精神障害者アウトリーチ（訪問支援）の充実

精神科病院に長期入院の後に退院した人や入退院を繰り返す人などを対象に、必要な支援を適切に提供するため、保健医療スタッフと保健福祉スタッフ等から構成される多職種による支援体制（アウトリーチチーム）を整備し、包括的な支援を行います。

ウ 精神障害のある人の地域生活支援

地域で暮らす障害のある人を支援するため、24時間対応の電話相談事業を実施し、地域生活の不安をやわらげるとともに、短期間宿泊できる「ホステル」を運営し、再入院防止のための休息の場を提供します。

また、入院中の精神障害のある人の地域移行を支援するため、一定期間、試験外泊のための部屋を提供します。

エ その他

精神障害のある人の社会適応訓練の実施、病院等へのピアサポーターの派遣、住まいを確保するための民間の家賃保証制度の活用促進・家賃保証料の一部助成等の事業を実施し、入院中の精神障害のある人の地域移行及び地域定着を支援します。

(参考) その他の障害のある人の地域生活を支える各種の取組

①災害時に要援護者を支える体制づくりの推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者約2万人を数える大災害となりました。

本県においても、地震や津波等の災害から人命を守ることを最優先に、避難対策や防災危機管理体制を強化する必要があります。

第2期岡山県障害者計画策定時に実施したアンケート調査(資料編 参考資料1)では、災害時の対応について、身体障害のある人の44.4%、知的障害のある人の61.9%が「一人では避難できない」と回答しており、障害のある人の災害発生時の支援体制づくりが急務となっています。

このため、高齢者や障害のある人など要援護者を支援する福祉避難所の設置を促進するほか、専門的人材の確保や医薬品・生活必需品等の備蓄を行うとともに、要援護者マップの作成や見守りネットワークの構築など、平素から日常的な支え合い活動の体制づくりを進めます。

<第3次おかやま夢づくりプラン(指標)>

○福祉避難所指定済み市町村

現況値 5市 → 平成28年度目標値 全市町村
(平成23年10月1日現在)

②発達障害のある人への支援体制の整備

平成22年12月の障害者自立支援法改正及び平成23年8月の障害者基本法改正において発達障害が精神障害に含まれることが明記され、発達障害のある人及びその家族を支える支援体制の整備を促進することが急務となっています。

平成23年1月～2月に岡山県とNPO法人岡山県自閉症協会が共同して実施した発達障害のある方へのアンケート調査(資料編 参考資料2)では、「充実して欲しいと思っていること」について、41.4%の方が「身近で(市町村単位で)発達障害についての相談ができる相談支援センターの充実と周知」と回答しており、相談支援体制の強化が求められています。

このため、県南、県北に各1箇所設置している「おかやま発達障害者支援センター」において、発達障害のある人及びその家族への相談に対する助言指導、就労相談の実施、関係機関の連携強化等の総合的支援を行うとともに、発達障害者支援コーディネーターの市町村単位での配置推進を図り、支援体制の強化を図っていきます。

＜第3次おかやま夢づくりプラン（指標）＞

○発達障害のある人への支援体制を整備している市町村数

（コーディネーターの配置による相談窓口等の整備を行っている市町村数）

現況値 9市町村 → 平成28年度目標値 全市町村

③成年後見制度の活用などの権利擁護の推進

知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人や生活に不安がある人の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知及び利用促進に努めていますが、特に成年後見制度については、障害者自立支援法の改正により、同事業の利用支援事業が市町村の地域生活支援事業において必須事業として位置付けられたところであり、同事業を通じて成年後見制度の有効活用を促進していきます。

④福祉のまちづくり推進事業

岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、障害のある人の活動を阻むさまざまなバリア（障壁）を取り除き、誰もが自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現を目指して、「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーを総合的に推進しています。

⑤県営住宅における障害のある人への優遇措置

県営住宅における障害のある人の入居について、以下の優遇措置を講じています。

○当選率の優遇措置等

当選率の優遇措置を行うとともに、県営住宅への入居収入基準の緩和措置を行っています。

○身体障害のある人に向けた住宅の確保

下肢機能障害等の1級もしくは2級の身体障害のある人がいる世帯を入居可能とする住宅を確保しています。

○同居親族要件の緩和

県営住宅では、同居親族がいることを入居要件としていますが、障害のある人については、単身入居を可能としています。

○家賃減免制度

入居者又は同居者が所得税法に規定する特別障害者である場合に原則として家賃の25%を減免しています。

(2) 就労移行の促進

【重点的な取組】

福祉施設から一般就労への円滑な移行等を促進するため、就労移行支援サービス等が適切に提供されるよう市町村や事業者への必要な支援等を行うとともに、障害のある人の就労移行を推進する関係者のネットワークの充実や、障害のある人本人が一般就労や雇用支援策に関する理解を深めるための取組を促進するなど、障害のある人に対する就労面と生活面での一体的な支援体制の整備等、就労に対する基盤の充実を図っていきます。

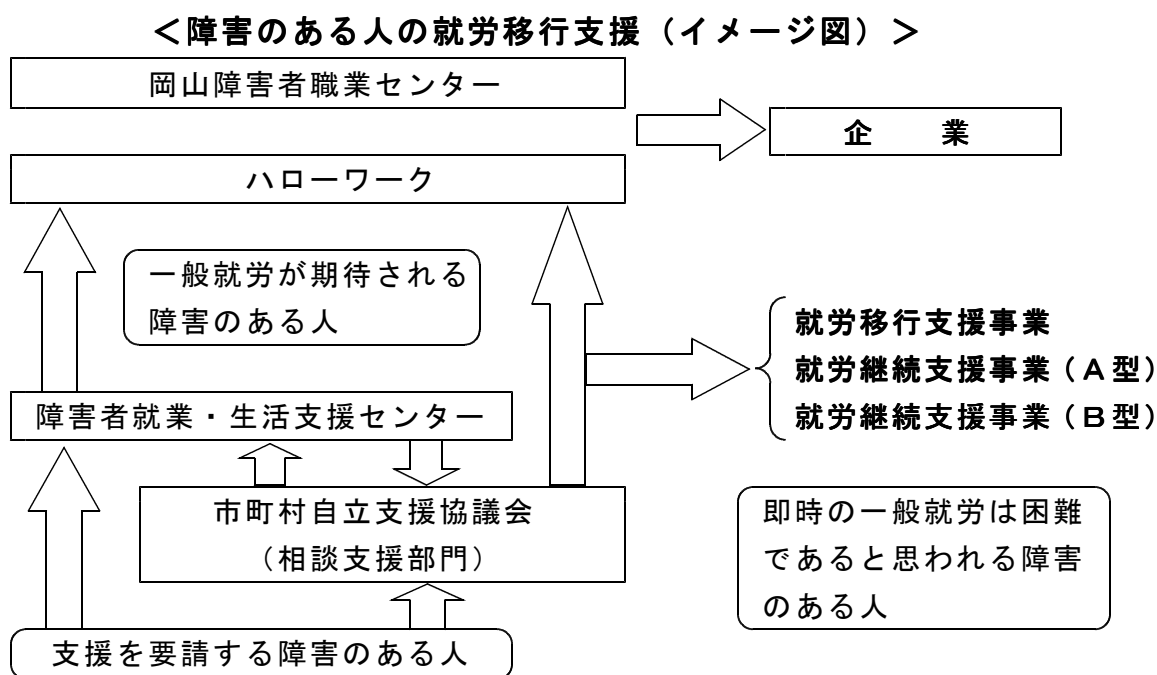
また、工賃の向上に向けた事業者の創意工夫等を促していくため、福祉的就労の充実強化等への支援を進めるとともに、障害のある人の雇用の促進等に関する企業等への普及啓発、重度の障害のある人の在宅就労支援、官公需の発注等への配慮など、一般就労に関する取組を一層推進していきます。

【主な重点施策の内容】

①障害のある人の就労移行推進に必要な基盤の整備

ア 障害のある人の就労を支える関係者間のネットワークの充実

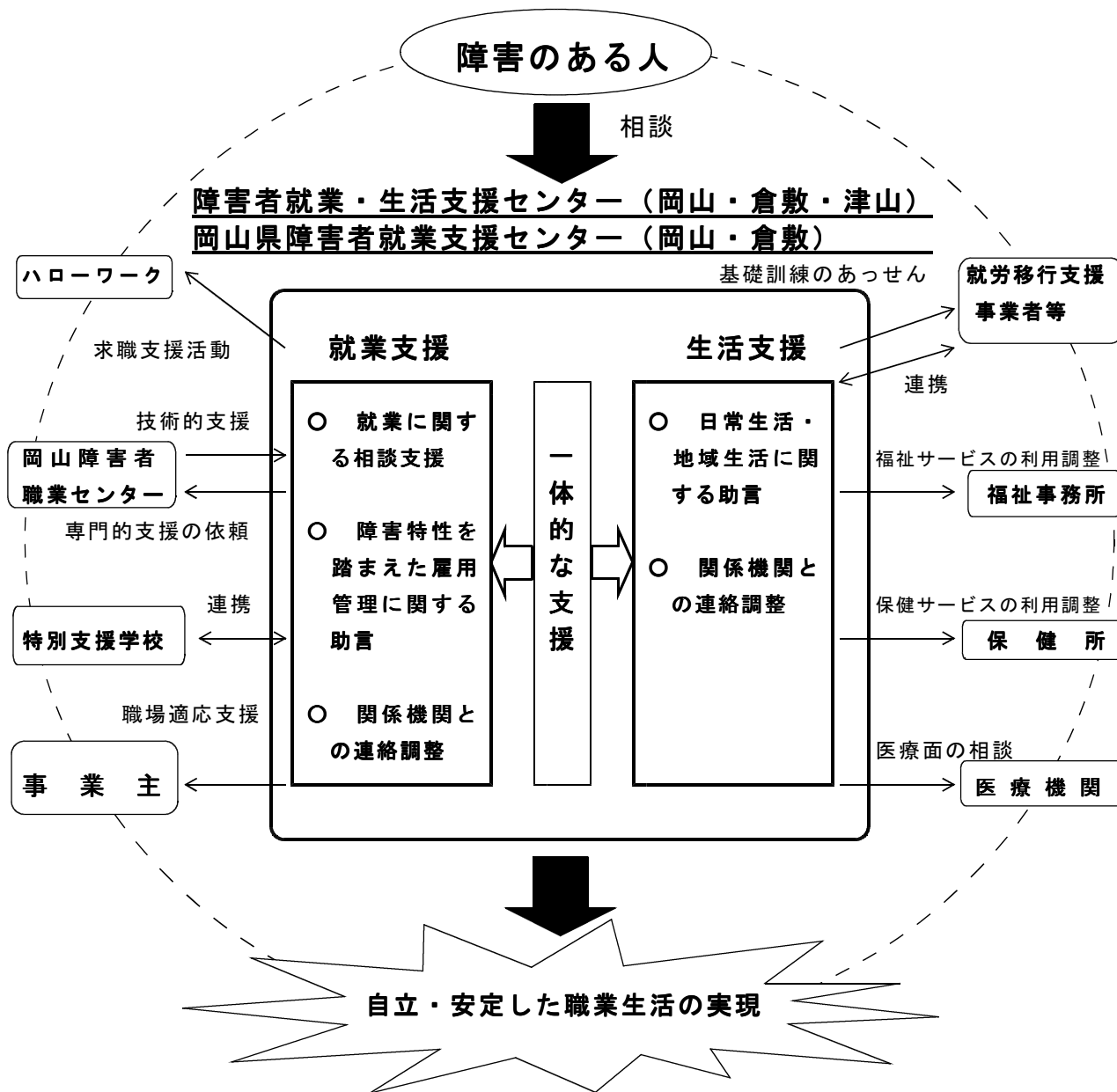
障害のある人の円滑な就労を推進するため、各市町村が設置している自立支援協議会の適切な運営を支援することにより、障害のある人の就労移行等を支える関係者間のネットワークを充実させていきます。



イ 障害者就業・生活支援センター等による支援

障害のある人がきめ細かいサポート（就業・生活相談や職場定着等）を受けられることができるよう、障害者就業・生活支援センター等における就業面と生活面での一体的な支援を行っていきます。

＜障害者就業・生活支援センター＞



障害者就業・生活支援センターは、県内全ての障害保健福祉圏域（備前・備中・美作）に1センターずつ整備されています。

また、特に相談件数等の多い岡山と倉敷の障害者就業・生活支援センターに岡山県障害者就業支援センターを併設して支援担当者を増員しており、支援機能の充実、強化を図っています。

②障害のある人の就労を支援する各種施策の推進

ア 障害のある人の雇用を支援する施策の推進

障害のある人が働くことを通じて社会に参加し、活躍できるよう、岡山労働局等と連携しながら、事業主に対する障害者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、障害者就職準備講習会や就職面接会を開催し、障害のある人の雇用機会の拡大に努めていきます。

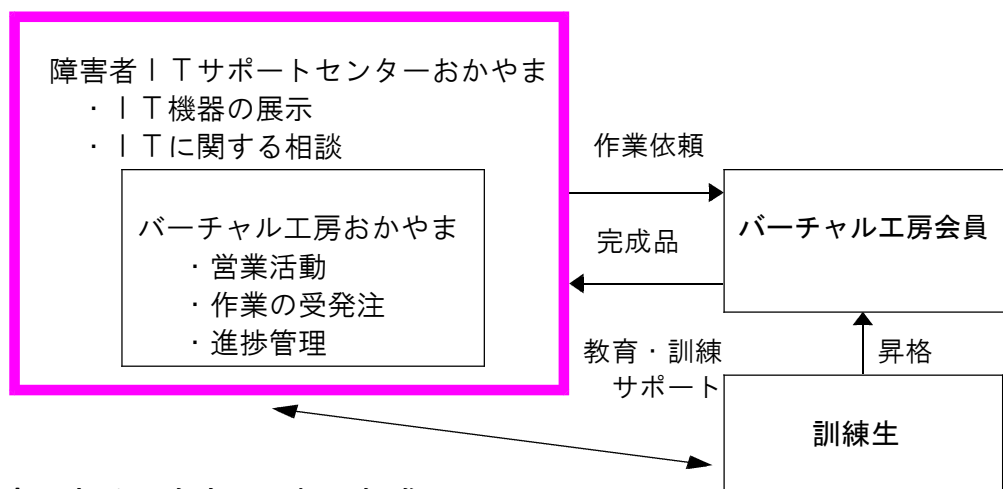
また、障害者雇用を検討している事業主に対する障害者雇用促進アドバイザーによる相談・助言、採用担当者向けの実地研修や障害者委託訓練事業等により、障害のある人の雇用促進を図っていきます。

イ 重度の障害のある人等の在宅就労支援の推進

ITの利用促進を図る総合的なサービス拠点としての障害者ITサポートセンターおかやまを運営し、ITに関する支援や相談に応じるとともに、障害のある人の在宅就労や起業・創業を促進します。

また、通勤など移動に制約を抱え、あるいは健康上の理由から企業での勤務に耐えられない重度の障害のある人に対して、ITを活用したバーチャル工房おかやまを運営し、在宅就労機会の拡大を図ります。

< ITを活用した重度の障害のある人等の支援 >



ウ 障害のある人自身の理解の促進

障害のある人自身が、一般就労や雇用支援策に関する理解を深めることができるよう、ハローワーク等とも連携を図り、相談支援サービス等の場を活用し、普及啓発や指導の充実を図ります。

エ 官公需に係る福祉施設の受注機会への配慮

障害者支援施設等から、随意契約により物品の購入や役務の提供を受けることができる制度を活用し、福祉施設等の受注機会の拡大に向けて努力します。

③福祉的就労の強化に向けた事業者支援

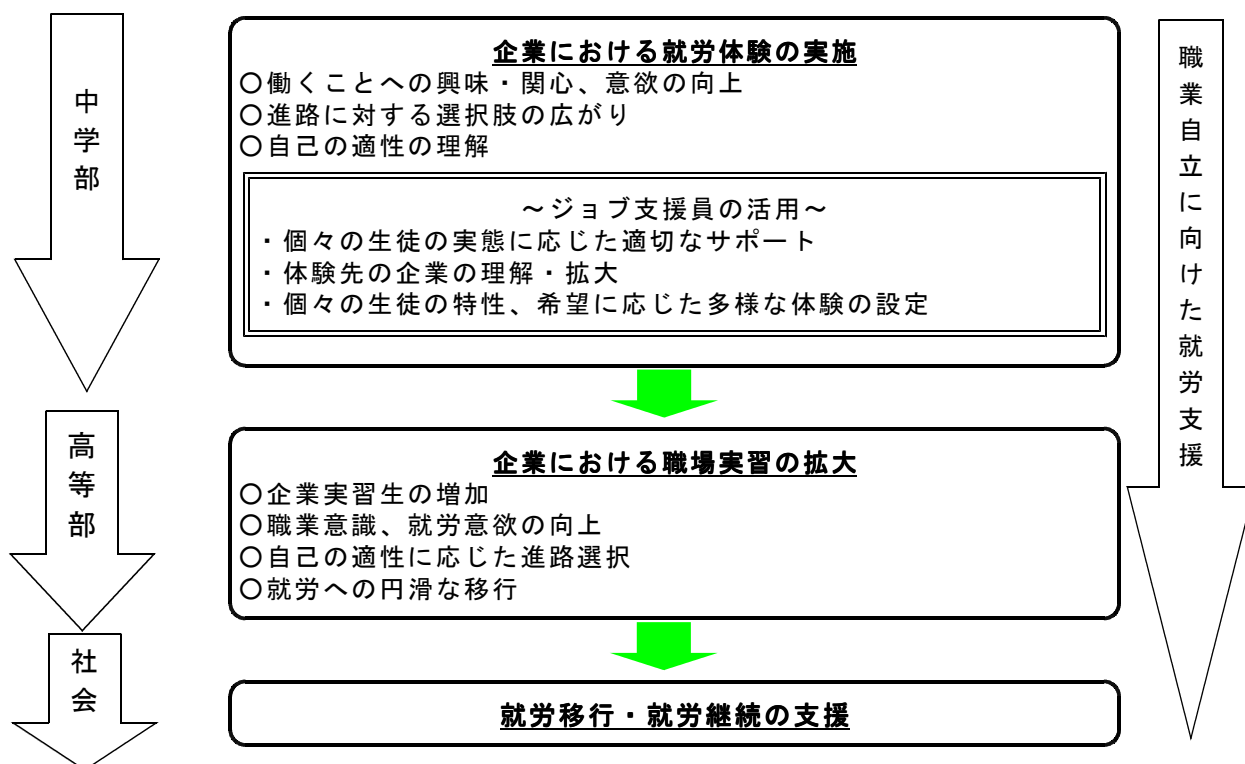
就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を目指した取組や創意工夫を促すため、事業所経営者を対象にした研修会等を実施します。

また、NPO法人岡山県社会就労センター協議会が設置するセルフ振興センター内に、授産製品の共同受注等を行うコーディネーター及び販路拡大等を行う販路開拓員を配置するとともに、新商品開発や営業力強化などのための専門家をモデル事業所に派遣する事業に取り組んでおり、今後とも、授産製品の販売等の支援に努めます。

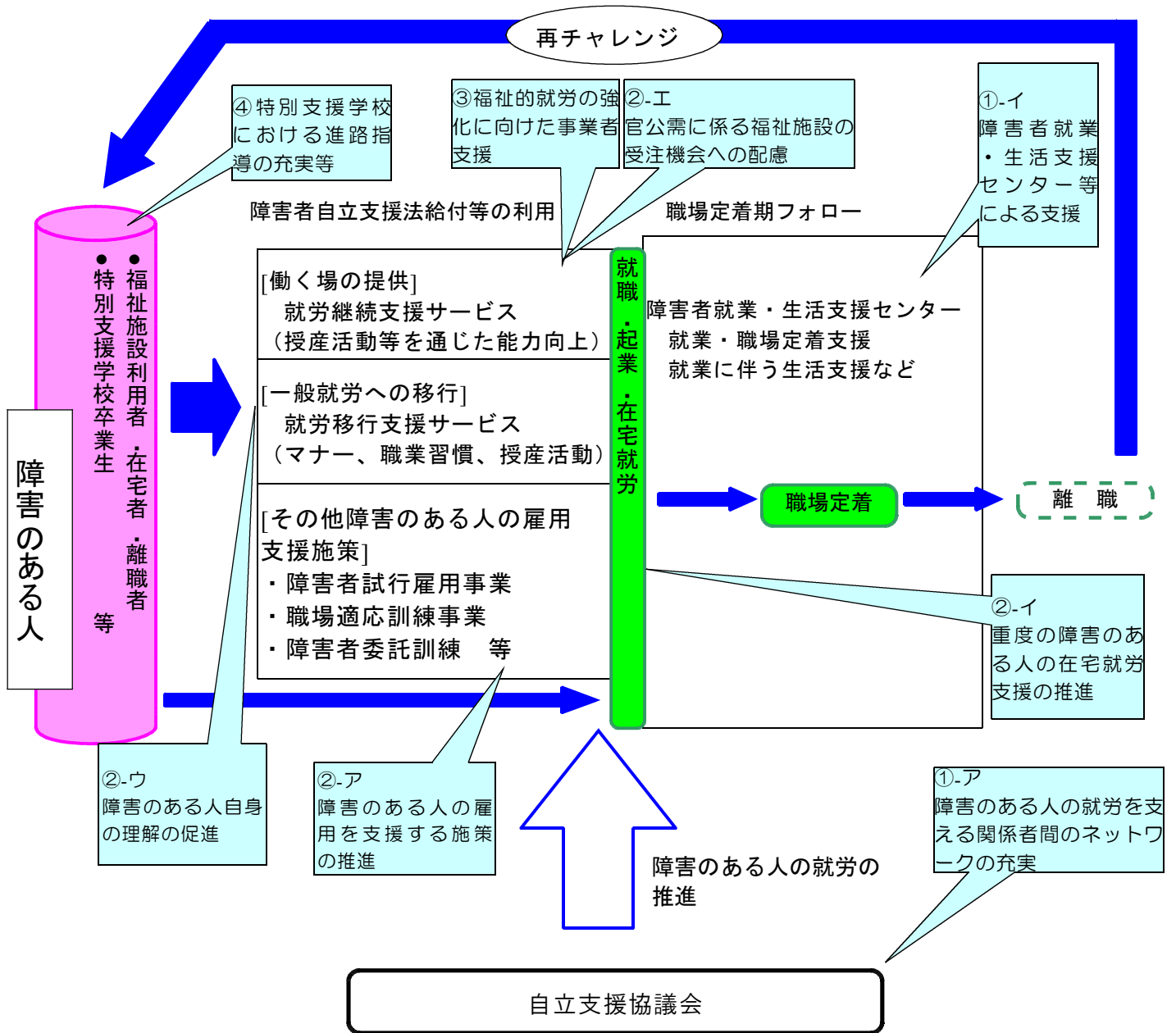
④特別支援学校における進路指導の充実等

特別支援学校卒業生の円滑な就労移行等を支援するため、特別支援学校における進路指導体制の整備・充実とともに、障害のある人への福祉や障害のある人の就労の新たな動向についての進路指導担当者連絡協議会での研修や、就労支援アドバイザーを活用した職場開拓、高等部の産業現場等における実習の充実を図ります。

また、生徒の進路意識の高揚を図るため、ジョブ支援員を活用して中学部からの職場体験を実施していきます。



＜就労支援の体系＞



(参考) その他の障害のある人の就労移行等を支える各種の取組

①岡山県障害者職場研修事業

障害のある人を、県庁の職場に短期間、研修生として受け入れて職場体験の機会を提供することにより、就労意欲の醸成、就労に必要な社会的マナーの習得を図り、一般就労移行を促進します。

②精神障害者社会適応訓練

通院中の精神障害のある人が、集中力、対人関係能力、仕事に対する持久力等を身に付け、社会的自立が図られるよう、県が事業所（職親）に委託し、一定期間、仕事の間を提供していきます。

③県建設工事における入札参加資格

県建設工事に係る入札参加資格において、障害のある人の雇用状況を評価する制度を設けています。

④県の物品購入・役務の提供における入札制度資格

県の物品購入・役務の提供に係る入札参加資格の認定において、企業での障害のある人の雇用状況を評価する制度を設けています。